

福井県から「他の都道府県の私立高等学校等」に
お子さんを進学させておられる保護者の皆様へ

福井県私立高校生等奨学給付金の申請のご案内

平成26年度から、私立高校等に通う生徒がいる世帯のうち道府県民税所得割及び市町村民税所得割の非課税世帯の方に対し、高校生等の教育費負担軽減を図り教育の機会の均等を目指すため、福井県において「福井県私立高校生等奨学給付金」が創設されました。(返還不要の給付金です。)

● 給付の対象世帯

令和6年7月1日現在、以下の全ての要件を満たす世帯が対象です。

- ① 保護者、親権者が福井県内に住所を有すること
- ② 保護者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税、もしくは生活保護（生業扶助）受給世帯であること

※令和6年7月1日現在、休学している場合は対象となりません。

※高等学校等就学支援金の支給に関する法律に規定する高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有する者であること。

※高等学校等就学支援事業補助金（学び直しへの支援）の補助対象となる者のうち、福井県において対象と認められる者であること。

※「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く。）が措置されている場合は、この給付金の対象外となります。

※保護者、親権者の一方が福井県外に在住する場合、生活の本拠としている都道府県においてのみ申請を行うことができ、複数の都道府県での重複申請はできません。

(A) 生活保護世帯の場合

給付金の額（年額）	
全日制・定時制・通信制	専攻科
52,600円	—

(B) 保護者等全員の道府県民税所得割および市町村民税所得割が非課税の世帯の場合

区分	給付金の額（年額）		
	全日制・定時制	通信制	専攻科
1 <u>区分2に該当する兄弟姉妹がいない高校生等</u>	142,600円	52,100円	52,100円
2 <u>同じ保護者に扶養されている兄弟姉妹が、次のa,bのいずれかに該当する高校生等</u> a. 兄姉が高等学校等に在学する場合 b. 兄弟姉妹が15歳以上23歳未満で中学校や全日制・定時制の高等学校等に在籍していない場合	152,000円	52,100円	52,100円

※年齢は令和6年7月1日現在で判断します。

※高等学校等とは高等学校、中等教育学校（後期課程）、高等専門学校（1年～3年）、専修学校（高等課程）、専修学校（一般課程）、または各種学校の一部を指します。

(B) - 1 保護者等全員の道府県民税所得割および市町村民税所得割が非課税の世帯で、着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損した場合であって、再度、制服の購入が必要な場合上記(B)表の区分に該当する金額に、81,000円を加算して支給します。

※申請する場合は罹災証明書等、制服の再購入に係る誓約書(様式9)も提出する必要があります。

● 申請者

福井県内に住所を有する保護者、親権者

● 申請期間

令和6年9月6日(金)までに、福井県総務部大学私学課に提出してください。

※提出方法は持参、郵送どちらでも構いません。

● 給付方法

給付決定後、県が申請者(保護者等)の指定する金融機関口座に振り込みます。

[給付目安: 11月中旬～下旬予定]

※申請者数等により給付時期が前後する場合がございます。

● 結果の通知方法

- ・ 申請書に記載した住所に結果を通知させていただきます。
- ・ 認定・不認定に関わらず、必ず結果の通知をお送りします。

[結果の通知目安: 11月上旬～中旬予定]

● 申請方法

- ・ 福井県内の私立高校等に在籍している場合は、各学校に申請書を提出してください。
- ・ 福井県外の私立高校等に在籍している場合は、以下の問い合わせ先まで郵送等により直接、福井県に提出してください。申請書は福井県のホームページからダウンロードできます。

(<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/daishi/syougakukyufu.html>)

● 提出書類

① 「福井県私立高校生等奨学給付金受給申請書」(様式1の2)

- ・ 記入に際しては、申請書の記入例を参考に記入してください。

② 「在学証明書」(様式3)

- ・ 在学する学校において証明をしてもらってください。 **※7/1現在の在学証明**
- ・ 学校独自の在学証明書も可としますが、証明書の日付が7月1日以前となっている場合や、様式3の内容が確認できない場合は、学校に7月1日時点の在学状況等を確認させていただきますのでご了承ください。

③ 「口座振替依頼書」(様式5)

- ・ 振込口座は申請者本人(保護者等)の口座に限ります。
- ・ 通帳の口座情報が確認できる部分(通常は表紙の裏側)をコピーして、のりやテープで貼り付けてください。

④ 令和6年度 道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税であることの証明書類

(A) 生活保護世帯の場合

「令和6年7月1日現在における、生活保護法による生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書」（様式6）

- 生活保護の支給を受けている各市福祉事務所または県健康福祉センターで証明書の発行を受けてください。

(B) 保護者等全員の道府県民税所得割および市町村民税所得割が非課税の世帯の場合

「保護者全員の個人番号カードの写し等または令和6年度の課税証明書・非課税証明書等」

- 個人番号カード（写）等貼付台紙に個人番号カードの写し等を貼り付けてご提出ください。個人番号カードの写し等を提出できない場合は、課税証明書等をご提出ください。
- 保護者等が2名いる場合は必ず2名分の個人番号カードの写し等または課税証明書等が必要です。
- 郵送にて個人番号カードの写し等を提出する場合は、個人番号確認用の書類に加え、写真付きの書類の提出を以て本人確認を行う必要があります。（個人番号カードの写しを提出する場合は、カード自体に顔写真が付いているため、その他の書類の提出は不要となります。）
- また、個人番号カードの写し等を持参して提出する場合には、写真付きの身分証をご提示いただき、本人確認を行います。（代理人が提出する場合は、委任状と代理人の身分証が必要となります。）
- 個人番号通知カードは原則として使用できません。通知カードの記載事項（氏名、住所、生年月日、性別、個人番号）を変更すべき事由が発生しておらず、記載事項に変更がない場合、または、デジタル手続法の施行日（令和2年5月25日）以前に通知カードの変更手続が完了している場合に限り、個人番号カードの写しの代わりに通知カードの写しを添付することができます。

【提出書類パターン一覧】

	対面での提出	郵送での提出
個人番号カード	裏面のみ	両面
個人番号通知カード	表面のみ	表面+ 写真付きの身分証
住民票の写し	個人番号の 記載のあるもの	個人番号の 記載のあるもの+ 写真付きの身分証
住民票記載事項証明書	個人番号の 記載のあるもの	個人番号の 記載のあるもの+ 写真付きの身分証

さらに (B) の区分2に該当する全日制・定時制の高校生等の場合

⑤ 「扶養誓約書」（様式4）

(B) - 1に該当する高校生等の場合

⑥ 「罹災証明書等」および「制服の再購入に係る誓約書（様式9）」

※家計急変による経済的理由から、「保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯」に相当すると認められる方については、上記の書類（①～③、該当する場合⑤および⑥）に加え、以下の書類をご提出ください。

- ・ 離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書など、家計急変の事由があったことを証明する書類
- ・ 前年度の課税証明書の写し
- ・ 会社作成の給与見込（無い場合は家計急変後3ヶ月分の給与明細）

【問い合わせ先】〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17-1 5階

福井県総務部 大学私学課 私立学校グループ

TEL 0776-20-0248（平日 9:00～17:00）